

刑務所建築の変遷に関する計画学的考察 ―環境と管理の面から見る刑務所建築の諸問題―

宇野研究室	4107015	太田 さくら子
-------	---------	---------

1. 研究内容

1-1. 研究背景

現在、日本の刑務所において収容者の数が刑務所の定員を大幅に上回り、また、高齢化も急速に進んでいる。刑務所は昔から法を犯した者を収容するという特殊な場所性を持つ一方で、各室の役割が明快であるため、各室の要素と関係を抽出し、計画目標と平面計画の指針の関係を導き易い建築物と思われる。明確な問題と明確な室の用途と場所性を持つ建築物で、特に収容効率や居住性の方法を模索したいと思い研究を始めた。

1-2 研究目的

本論では、刑務所建築の歴史的変遷や役割をまとめ、刑務所に関連する重要な要素を抽出する手法を模索し、パラメータの相互関係を考察する。

2. 研究方法

2-1 資料収集

- 数十カ所の刑務所平面プラン、刑務所の歴史に関する参考文献の収集
- 刑務所の画像・映像の収集
- 刑務所の周辺環境調査

2-2 研究方法

刑務所のデータをまとめ、刑務所に重要な要素を平面プランから抽出・整理し、それを操作することで収容者数過多や高齢化の問題を緩和する方法を探る。さらに、刑務所の周辺環境において同様の方法を取り、刑務所の設置位置を考え、今後の刑務所数増加を目的とし、計画のための指針を提案する。

3. 刑務所の基本データまとめ

3-1 監獄・刑務所の定義

刑務所の用途や、存在意義、刑務所と拘置所の違い、監獄という言葉の定義について説明する。本論文では刑務所・少年刑務所・拘置所について取り上げる。(図1)

3-2 刑務所データのまとめ

主に日本の刑務所について、代表的なものや特徴的なものを数カ所選び、データを収集する。データの内容は、名称・配置型・沿革・敷地面積・職員数・収容者定員・特徴・写真(とその出典)である。調査対象は、網走・宮城・八王子医療・府中・千葉・横浜・名古屋・京都・大阪・松江・高知・広島・佐世保・沖縄刑務所の14刑務所である。

それをふまえ、刑務所の歴史的変遷を次のようにまと

3-3. 刑務所平面プランの歴史的変遷

名前	施設	1	2	3	4	5	6
小宮	放射型	入り口	管理棟	廊下	独房廊下	独房	
神戸(豊崎)	並列型	入り口	外部空間	独房倉庫下	倉庫廊下	独房倉庫下	廊下
神戸(豊長)	放射型	入り口	外部空間	内門	外部空間	廊下	廊下
宇都宮	放射型	入り口	看守教育棟	廊下	独房廊下		
長野	複合型	入り口	外部空間	内門	内部空間	廊下	独房廊下
奈良	放射型	入り口	内部空間	中央看守庫	独房廊下	独房廊	
徳島	放射型	入り口	外部空間	独房倉庫下	独房廊		
山陰	放射(不定形)	入り口	外部空間	外部空間	独房廊下	独房廊	
山陰(昭和7年)	放射型	外部空間	内部空間	廊下	独房倉庫下	独房廊	
三浦	放射型	入り口	外部空間	庁舎	外部空間	廊下	独房倉庫下
大分	放射型	入り口	外部空間	内部空間	廊下	廊下	外部空間
徳島	並列型	入り口	外部空間	外部空間	内部空間	廊下	独房倉庫下
徳島	放射型	入り口	外部空間	内部空間	廊下	独房倉庫下	独房廊
高知	放射型	入り口	外部空間	外部空間	外部空間	中央監視所	独房倉庫下

対象から、現在にかけての刑務所の平面プランは主に、監視点を中心に独房が並ぶパノプティコン型(円形・放射型があるが実用されるのは放射型)と、細長い官舎が敷地に敷き詰められる並行型、その他の不定形型があることが判明した。現在は主に並行型であり、それぞれの型によって効率の良い事柄が異なる。^{[注1]–4)} **(表4)**

3-4. 平面形態変化の背景 - ヒアリング調査 -

刑務所の変遷についてヒアリング調査を行った。刑務所が放射型から並行型へ移行した背景には、舎房内の環境整備に重点がおかれたことにあった。それまでの刑務所は西洋の模倣・管理重視であったが、方角が不均質であり不平等であったため、日本の気候との兼ね合いや人権重視の考えから、中廊下型を経て、南面単房の舎房へと変化を遂げることがわかった。^{[注5)}

4. 各平面類型における計画上の性質

4-1. 各平面について

4-1-1. 3つの要素と、性能の関係

各平面類型について、①監視動線の長さ②収容数③一人当たりの面積(ネットは三畳で固定・グロスは敷地面積/独房戸数)、を要素として抽出した。これらの要素について、相互の関係を平面類型と快適性の面から考え、収容者数の増加を目的として、最適な変化を以下で考察した。

4-1-2. 監視動線の長さについて

監視動線については、並行型が長く、放射型は監視効率が良い。監視周期である20分以内で一周できる距離が良いと言われている。監視周期のみを加味すると一人当たり1300メートルとなるが、実際に測定するおt、600メートル前後が望ましいことがわかる。サブ動線を持つ場合、府中や名古屋のように動線は非常に長くなる。^{[注6)}

4-1-3. 収容数について

収容効率が良いのは並行型であるが、平面類型よりも舎房自体の規模に依るところが大きい。

4-1-4. 一人当たりの面積について

放射型は場所により大きく変化(平均は並行型より広い)し、並行型は狭いが一定となる。独房面積はほぼ3畳であるが、それに対して隣接する一戸あたりのオープンスペースは平行型ではかなり狭く、1階のみで考えたとしても約10㎡である。

4-2-1. 入口から独房までの階層

刑務所入口から独房に至るまでに、どの機能を持つ場所を通るのか、また、トポロジカルにいくつの境界線を越えてたどり着くのか、具体例を分析した。

- ・独房にたどり着くまでの仕切り(扉等)は、放射型で平均で5つである。

- ・並行型では、最短でそれより3段階ほど多くなる。

4-2-2. 考察

- 4-2-1で得たデータより、刑務所の配置傾向を、類型別に分析する。(表1)

- ・放射型はその中央位置にたどり着くまでの階層が問題であり、ほとんどの棟が一定数を示すが、並行型は棟により入口からの距離が階層数を大きく左右する。

4-3. 高層化と機能性について

刑務所の高層化が不可能な理由・高齢化に伴う機能性

の向上(バリアフリー)について、具体例をまとめた。

- ・広島、大分、高松刑務所で高齢者専用棟設置
- ・豊橋、尾道、西条刑務所は完全に高齢者専用^{[注7)}

5. 刑務所の周辺環境

周辺環境(建物・地形)の調査を本論で行う。(表3)

5-1. 地域との関わり方

かつての刑務所は周辺地域に威圧感や荒廃感など、不の感情をもたらすものだったが、現在では地域とどのように調和していくかを最優先に考えられ、次のような計画の工夫が行われている。

- ・塀を清潔で明るいものとし、敷地より内側に建て、歩道やベンチを作る。

- ・舎房の塀付近を低層にする等して外から見えない工夫を行う。

5-2. 収容者過剰問題に対して

収容者数が過剰となっていることに関しては、刑務所内部の密度を高めるのではなく、周辺環境と調和した刑務所を増やすことで対応している。

5-3. 刑務所の生産性

現在、経済効果・補助金・雇用・土地の再利用等(民間か否かで差有り)非常にメリットの大きい施設として捉えられ、誘致もされている。

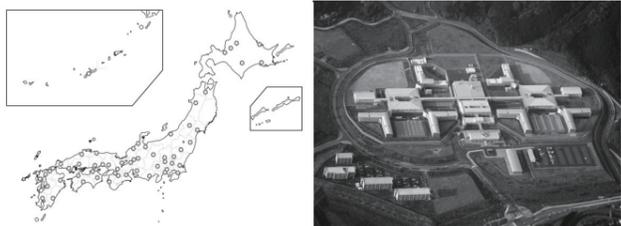
6. 提案と結論

6-1. 結論

- ・今後の刑務所は収容者の人権を重視する必要がある。
- ・環境に配慮し、各室が平等な舎房を作り出す。
- ・刑務所一カ所あたりの戸数を増やすというよりも、刑務所自体の数を増やすという考え方をしていく。

6-2. 提案

- 次にあるべき刑務所の形を、既に発現してきている、平面類型としては複合型の刑務所施設(図2)を、5章までで得た各要素に対する関連性を加味して、提案する。
- ・放射型を取り入れるが、4つ以上の放射型にはしない。
- ・中庭やオープンスペースを広く確保する。
- ・建築物自体で囲う形とし、機能効率を上げる。
- ・塀は簡素なものせず、地域に見合った清潔なデザインとする。



脚注：1) 他、少年刑務所8カ所、刑務支所8カ所、拘置支所104カ所。2) 監獄という言葉については、2006年施行の「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」において、刑事施設と改められた。刑事施設のうち、刑務所(少年刑務所含む)は、受刑者を収容し、処遇を行う施設であり、拘置所は主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設である。刑務所は官公庁施設であり、拘置所・少年刑務所を含めて刑事施設と呼ばれる。3) 刑務所の組織は、所長を中心として、総務部・処遇部・教育部・医療部等に別れており、以下2階層にわたって処遇官が配属されている。4) 近年では民間に管理・維持・運営を委託するPFI刑務所も数カ所存在する。5) とアリアンク調査に関しては、元法務省大臣官房施設課長の石神一郎氏にお話を伺った。当初の推測が間違っていたことがわかった。詳しくは本論で述べる。6) 多くの刑務所の外壁角地には監視塔が設置されている。7) 収容者数緩和の問題について、東京拘置所(12階建C)にも見られる。刑務所建築の高層化によって解決を欲みていると思われる事例も発現してきている。特に東京拘置所は、放射型をしており、これは敷地に対する狭間の戸数密度と並行型より劣るという欠点があり、高層化によって解消されているためと思われる。7) しかし、拘置所の場合は収容者一人一人の行動が個別に異なるため、エレベータの使用等が可能だが、刑務所の場合、収容者が集団行動をとるため、高層化が適していないと考えられている。また、建築基準法におけるスプリンクラーや火災報知器、エレベータの設置義務によりコストがかかるということも刑務所が高層にならない要因である。現在、独房棟は最大で4階建て、官舎で6階建てとなっている。(拘置所を除く、刑務所のみ) 8) 『日本の監獄史』権山潤(1985)重松一義 9) 法務省矯正局『日本の刑事施設』パンフレット10) 『A HISTORY OG BUILDING TYPES』Nikolaus Pevsner(1976) 11) 『監獄の誕生』新潮社(1977) ミシェルフーコー 12) 『日本の刑務所(西日本編・東日本編)』竹書房(2006) 斉藤充夫13) 美術社会復帰促進センター 14) 旧奈良少年刑務所 15) 大阪刑務所 16) 大分高層者専用棟独房内部

1868年	仮刑律	仮刑律で旧幕時代の残虐刑を応急的に改め、寛刑主義を示した。
1872年	監獄則並図式	未決・既決の区別、未決者中の初犯者と再犯者の分離、少年の懲治監收容が定められ、また、重度の障害者及び視覚障害者や股中の疾病で完治しない者を寛役場に收容するなどの措置をとった。
1881年	第1回改正監獄則	刑名、年齢、罪質、犯数等を考慮した分離拘禁が定められ、悪風感染防止の徹底を期した。
1889年	第2回改正監獄則	未決拘禁者に対して、糧食の自弁の許可等の制限の緩和、受刑者に対する優遇制度の採用等の改革が行われた。
1890年	監獄官練習所設立	監獄官吏の研修、訓練施設として設立されたもので、現在の矯正研修所及び8つの同研修支所の前身である。
1899年	第3回改正監獄則	また、治外法権の撤廃に伴う外国人の拘禁処遇に関する規定が整備された。
同年3月28日	公布され、同年10月1日、新刑法と同時に施行された。監獄制度の全般について、法律の形式しかも単行法をもって規定した世界でも先駆的立法である。また、その内容は個別処遇を重視するとともに、独居拘禁・雑居拘禁のいずれに偏重するとなく、その長所を生かすなどの工夫をしたものとなっている。	
1908年	監獄法	
1931年	仮釈放審査規程	仮釈放のための受刑者の身上関係の審査を制度的に確立した。
1933年	行刑累進処遇令	受刑者の分類を前提として、優遇の累進的付与とともに責任を加重して社会生活に適應させるといふ目的的な受刑者処遇制度を導入した。
1946年	監獄法運用ノ基本方針ニ関スル件	第2次大戦後の混乱期に、人権尊重に関する原理、更生復帰に関する原理、自給自足に関する原則により行刑施設の運営が示された。
1948年	受刑者分類調査要綱	個々の受刑者について、最も適切な取扱い及び訓練の方針を確立するための科学的分類調査及び各管区ごとの受刑者の收容分類級につき制度化した。
1969年	独立の開放的施設の設置	交通関係受刑者を集積する開放的施設を設置した。
1972年	受刑者分類規程	分類級、判定基準の全国統一、各管区ごとの分類センターの設置等分類制度の整備による個別の処遇の一層の推進を図った。
1976年	法制審議会諮問	監獄法改正につき法務大臣が法制審議会に差し諮問した。
1980年	法制審議会答申	法制審議会が監獄法改正の骨子となる要綱を法務大臣に答申した。
1993年	刑事施設法案国会提出	刑事施設法案を3度にわたり国会に提出したが、いずれも衆議院の解散により廃案となった。
2003年	行刑改革会議提言	名古屋刑務所における受刑者死傷事案を契機として行刑改革会議が立ち上げられ、監獄法改正を含む様々な提言がなされた。
2005年	刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律	同年5月25日公布され、翌年5月24日施行された。監獄の名称を刑事施設に改めるとともに、刑事施設の施設的事項(築地監査、刑事施設視察委員会などに関する事項など)と、刑事施設に收容されている受刑者の処遇に関する事項について監獄法の規定を全面的に改正した。
2006年	刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律	同年6月8日公布され、翌年6月1日施行された。刑事施設及び受刑者の処遇同年6月8日公布され、翌年6月1日施行された。刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律においては、監獄法のとさのまま残された未決拘禁者等の処遇について改正するとともに、刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律の名称を「刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律」に改めた。

	監視動線長さ(m)	収容数(定員)	独房面積	階数	周辺環境
網走	330	850		3	刑務所のほぼ2面分が川
宮城	260	1000		4	住宅街、周囲に緑地
八王子医療	300	450		3	住宅街だが、塀周辺には大きな建物と緑地
府中	1380	2650		3	住宅街、周辺に緑地と空き地
千葉	370	630		1	住宅街、北東に田畑
横浜	453	1100		3	住宅地、駐車場
名古屋	1670	1930		2	緑地
京都	520	1100		2	住宅街
大阪	950	2500		3	住宅街、古墳
松江	410	485		2	3面緑地、1面住宅街その方向に運動場
高知	400	492		2	緑地、田畑
広島	700	1200		5	三角州内、一面川、他住宅街
佐世保	590	508		3	緑地
沖縄	230	453	3重(トイレ、洗面台)	2	緑地
東京拘置所	530	3000		12	川の又、住宅街

	～1970年		現在(判明分)		特徴
刑務所類型	数	割合	数	割合	具体例
 放射状型(パノプティコン)	14)	53	76.8		小宮市ヶ谷 豊崎 奈良 岡山 高知 松山 高松 福岡 大阪 沖縄 大分
 並列型(バリエオン型)	15)	13	18.8	4	7) 新潟 青森 横浜 東京 拘置所
不定形型	3	4.3	0	0	網走 名古屋 三重 岐阜 大阪 滋賀 京都 神戸 松江 高松 徳島 福岡 大分
合計	69	60	60		すべての室の環境が一律に良く、平等であるが、監視動線を長くする必要があるが、監視効率が悪い。